

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）３７３条１項１号及び７０２条の８第１項の各規定に基づく差押処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第１ 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第２ 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の滞納金（別紙１「請求人に対する滞納金額内訳書兼督促状発付日一覧表」記載のもの。）を徴収するために、請求人の保有する普通預金の払戻請求権に対して行った差押処分（以下「本件処分」という。対象となる請求人の普通預金口座及び差押えの範囲は、別紙２「差押目録」記載のとおり。）について、その取消しを求めるものである。

第３ 請求人の主張

請求人の主張は、おおむね以下のとおりであり、本件処分の違法・不当を主張し、その取消しを求めている。

- １ 請求がないか、又は既に審査請求がされているのに未回答な状況にある債務である。計算根拠に誤りがあり、むしろ過払い税の還付が必要な状況であった。

処分庁からの納税通知書や督促状は到着しておらず、請求の事実もない。審査請求は東京都知事宛て何度も送付済みであり、計算根拠の誤りも記述している。

- ２ 履行不能な債務である。請求書がなかったり、審査請求の内容によっては金額が変更し弁済額が定まらず社会通念上履行不能である。

- 3 2024年2月22日衆議院予算委員会で鈴木財務大臣は納税するかどうかは個々の議員の判断によるとして国民の納税義務を免除した。国会議員も国民であり、国民の納税義務も同時に免除された。国会議員の納税義務だけ免除することは法律上不可能である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 9月10日	諮問
令和6年12月18日	審議（第95回第3部会）
令和7年 1月14日	審議（第96回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 都は、その特別区の存する区域において、普通税として、固定資産税を課するものとされ（法734条1項。この場合、法1条2項により、道府県に関する法の規定が準用される。）、また、目的税として、都市計画税を課するものとされる（法735条1項。この場合、同項により、市町村の目的税に関する法の規定が準用される。）。

なお、都税の賦課徴収に係る知事の権限は、都税事務所長に委任されている（法3条の2、東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号）4条の3）。

- (2) 法371条1項は、納税者が納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない旨定めている。

- (3) 法 373 条 1 項 1 号は、固定資産税に係る滞納者が、督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない旨規定している。

なお、上記規定は訓示規定であり、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日を過ぎて差押処分を行ったとしても、同処分は有効であると解される（徳島地方裁判所昭和 30 年 12 月 27 日判決・行政事件裁判例集 6 巻 12 号 288 7 頁）。

- (4) 法 373 条 7 項は、固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法（以下「徴収法」という。）に規定する滞納処分の例によると定めている。

本件に関連する徴収法の規定は以下のとおりである（以下、徴収法において「徴収職員」とあるものは「徴税吏員」とするほか、必要な読替えを行う。）。

ア 徴収法 54 条は、徴税吏員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が債権であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならないと規定する（同条柱書及び 2 号）。

イ 徴収法 62 条は、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行うと規定し（同条 1 項）、同項の差押の効力は債権差押通知書が第三債務者に到達された時に生ずると規定する（同条 3 項）。

ウ 徴収法 63 条は、徴税吏員は、債権の全額を差し押さえる必要がないと認めるときは、その一部を差し押さえることができる（同条ただし書）。

- (5) 法 702 条の 8 第 1 項は、都市計画税の賦課徴収は固定資産税の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税とあわせて行うものとする旨定めている。

- (6) 法 20 条 1 項は、地方団体の徴収金の賦課徴収に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に

送達する旨定め、同条4項は、通常の手配による郵便又は
信書便により同条1項に規定する書類を送付した場合には、
この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物又は信
書便物は、通常到達すべきであった時に送達があったものと
推定する旨定める。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件徴収金につい
て、請求人が納期限までに完納しなかったため、別紙1督促状
発付日の欄のとおり各督促状を発付したが、各督促状の発付日
から起算して10日を経過しても完納されなかったことから、
本件処分を決定し、債権差押通知書を作成の上、〇〇銀行株式
会社に送付したことが認められる。そして、債権差押通知書が
同銀行に到達したことにより、請求人の預金債権に差押えの効
力が生じ、差し押さえた財産が債権であることから、処分庁
は、請求人に対して差押調書（謄本）を送付したことが認めら
れる。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づいて適
正に行われたものであり、違法又は不当な点はないというべき
である。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、請求がないか、既に審査請求がさ
れているのに未回答な状況にある債務であり、そのため履行不
能な債務である旨主張する。

しかし、処分庁が請求人に対して納税通知書及び督促状を郵
送したと認められることは上記のとおりであり、法20条4項
により、通常の手配による郵便により賦課徴収に関する書類
を送付した場合には、その郵便物は、通常到達すべきであった
時に送達があったものと推定される（1・(6)）。そして、納税
通知書の送達があったことは、令和3年度固定資産税等の第1
期分及び第2期分が納付されていることから裏付けられる。

また、仮に請求人が本件徴収金に係る令和3年度固定資産税
等の賦課処分に対して審査請求をしていたとしても、法は、審
査請求はその目的となった処分に係る地方団体の徴収金の賦課
又は徴収の続行を妨げないとしている（19条の7第1項）。

したがって、請求人のこれらの主張はいずれも理由がない。

なお、請求人は、財務大臣の発言により国民の納税義務が免除された旨も主張するが、法令の定めに基づいてなされた本件処分の違法・不当事由となり得るものではなく、採用できない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性の検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子

別紙1 及び別紙2 （略）